

取引基本契約書

株式会社 M&T ラーニング（以下「甲」という）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という）は、研修マッチング Win-Win サイト（以下「本サイト」という）を通じて行う甲乙間の取引において、取引基本契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結します。

第1条（目的）

- 1 本契約は、甲が乙に紹介する研修講師の個人情報を適切に提供したり、研修講師が本サイトを通じて、乙と円滑なやり取りを行ったりすることを目的とします。
- 2 本契約は、乙がマッチングした研修講師に対して、本サイトを通じて、「提案依頼」を申請した時点で締結します。なお、それ以降、乙は、本サイトを通じて、提案依頼した研修講師と直接やり取りすることができます。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とします。
- 2 本契約の期間満了1ヵ月前から、本契約の継続に関する協議を行うものとします。ただし、甲又は乙から解約の申し出がない場合は、本契約と同一条件として自動更新します。

第3条（業務の範囲）

- 1 乙が本サイトを通じて行う研修講師との下記の情報のやり取りとします。ただし、いずれも本サイトを經由する必要があります。
 - (1) 研修の具体的な提案内容
 - (2) 研修費の見積もり
 - (3) 研修の受講人数、日程、場所等
 - (4) 各号に準じた内容

第4条（利用料及び手数料）

- 1 本契約に伴うサービスの利用料は無料とします。
- 2 乙が甲から紹介された研修講師と成約した場合も無料とします。

第5条（成約の報告義務）

- 1 乙は、研修講師に発注が決定した場合は、本サイトを通じて甲に報告する。発注後、キャンセルする場合も同様とする。
- 2 乙は、故意又は過失によって、前項の報告をせずに、甲が紹介した研修講師との間で研修委託契約又は講師派遣契約等を成約した場合は、甲は、乙の本サイトの利用を制限したり中止したりすることができます。

第6条（秘密保持義務）

- 1 第3条において、研修講師が乙に提供した情報のすべてを秘密情報とします。
- 2 乙は、前項の秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。

第7条（協議事項）

本契約につき疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠実に協議の上、円満に解決します。

第8条（管轄）

本契約に関する紛争については、甲の本店所在地を管轄する静岡簡易裁判所及び静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

本契約成立の証として、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管します。

年 月 日

甲 静岡県静岡市葵区伝馬町10番地の9
株式会社 M&T ラーニング
代表取締役 松本 保美 印

乙

印